

5) 質疑応答集

①農地中間管理事業に関する質疑応答について（抜粋）

◎算出根拠◎

宮城県数量目標 (宮城県との共通目標) (H25 (現在) とH35 (10年度))

①宮城県内耕地面積	129,600ha
②①のうち担い手への集積済面積	60,500ha (46.7%)
③10年後の担い手への集積目標面積	116,640ha (90.0%)
④③のうち自己所有面積	23,300ha
⑤③のうち借入面積	58,300ha
⑥③のうち農作業受託面積	35,040ha
⑦農地中間管理事業で集積すべき目標面積 (⑤－現在17,000ha)	41,300ha
⑧農地中間管理事業で集積すべき年平均目標面積	4,130ha
⑨⑦のうちH26年度集積すべき目標面積	2,000ha

※機構集積協力金市町村要望量1,400ha＋推進面積600ha

※集積方法は、自己所有地・借入地・農作業受託地

<根拠法令>

Q 6 : 農地中間管理事業の根拠法令は何ですか。

A 6 : 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号 : H26, 3, 1施行)
(以下「機構法」という。)です。

<目的>

Q 7 : 農地中間管理事業の目的は何ですか。

A 7 : 機構が農地所有者と農業経営者(担い手)の間に、農地の賃貸借(貸付信託含む)を通じて介在し、農地利用の再配分を行うこと等により、①農業経営の規模拡大、②利用する農地の集団化、③農業への参入の促進その他の農地利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資することです。(機構法第1条)

<事業の内容>

Q 8 : 具体的にはどのような事業内容ですか。

A 8 : 市町村等関係機関の協力を頂き農用地等を借入れ、農地中間管理権を取得し農地の中間管理を行い、必要な場合は基盤整備等の条件整備を併せて行い、公募した農地の借受希望者に農地の集積・集約化が図れるよう再配分(貸付け)を実施するものです。

「農地中間管理権」とは、農地中間管理事業の実施により受け手に貸し付けることを目的として、機構が取得する「賃借権または使用貸借による権利」等と機構法第2条に定義されています。

農地中間管理事業に関する質疑応答について（抜粋）

◆農地中間管理事業にかかる基本的な質疑応答

<農地中間管理事業関係>

Q 1 : 農地中間管理事業とはどのような事業なのですか。

A 1 : 農地中間管理事業は、県内全域で作成した人・農地プラン（経営再開マスタープラン）を基本に据え、①農業経営の規模、②利用する農地の集約化、③農業への新規参入の促進を図るため、農地中間管理機構（以下「機構」という。）が、農地の借受け・貸付け、管理、基盤整備等による利用条件の改善を行う新しい仕組みです。

<宮城県農地中間管理機構関係>

Q 2 : 宮城県ではどこが農地中間管理機構になるのですか。

A 2 : 宮城県では、これまで「農地保有合理化事業」により農地の売買・賃貸借を実施し、そのノウハウを持っている「(公社)みやぎ農業振興公社」が「宮城県農地中間管理機構」（以下「機構」という。）に平成26年3月28日付けで県知事から指定を頂きました。なお、事業実施のための「農地中間管理事業規程」並びに「平成26年度事業計画及び収支予算」は県知事より3月31日認可を頂きました。（5月16日 変更認可済み）

Q 3 : いつから農地中間管理事業を実施するのでしょうか。

A 3 : 機構としての業務は、既に平成26年4月1日（火）から開始となっておりますが、市町村等への一部業務の委託や借受希望者の公募等を進めるための調整に数ヶ月の期間を要する見込であり、所有者からの農地の借入等具体的業務については7月以降となる予定です。

Q 4 : 機構（公社）の実施体制を教えてください。

A 4 : 機構(公社)の担い手育成部農地班が所管し、事業開始当初としては6人体制とし、事業量の増大の場合には増員も含め検討して参ります。
県及び市町村等、関係団体のご協力を頂き実施して参ります。

Q 5 : 事業計画目標数量を教えてください。

A 5 : 10年後の担い手への集積目標割合は全国で80%ですが、宮城県に割り当てられた目標は90%で今後58,300haの借入による増加が必要であり、うち機構（公社）が担うべき面積は41,300haです。

平成26年度は初年度のため、2,000ha借入が目標であり、うち1,700haを担い手に貸付け集積する計画です。

3 「農地の貸付け」関係

①◎受け手希望者の公募

②◎受け手希望者リストの作成・公表

③受け手希望者との交渉

④◎利用配分計画の決定

⑤貸付農地データベースの入力

⑥賃料徴収

☆機構が自ら行う内容☆

①農用地利用配分計画の決定

②農地中間管理権の取得の決定

③農用地等について借受けを希望する者の募集及びその結果の公表

④条件整備農地の決定

⑤事業計画，収支予算，事業報告書，貸借対照表，収支決算書及び財産
目録の作成

Q12： 機構の借入れや貸付けはどのようにするのでしょうか。

A12： 機構が農地を借入れする方法は，市町村等（委託先含む）を窓口手続きを進め農業経営基盤強化促進法（以下「強化法」という。）による「農用地利用集積計画」により市町村長の公告を頂き借入れします。

借入希望者が決まるまでの間や条件整備が必要な場合には，機構（委託先含む）が農地の管理を致します。

まとまりのあるような形となった場合や条件整備が完了した後に，公募により借受けを希望者た担い手農家へ機構法による「農用地利用配分計画」により県知事の公告により貸付けを行います。

Q13： 貸付農家の条件や公募の方法を教えてください。

A13： 貸付農家の条件としては，「借受けを希望する者の募集に対して応募し公表された者」となります。

公募とは，地域の貸付希望の農用地等の情報を市町村等（農業委員会む）と共有し，借受け希望者（受け手）へのマッチングを進める仕組みとして，借受け希望者（受け手）に機構（公社）への登録をお願いするものです。

①募集の時期

毎年8月から10月頃に行います。なお，必要な場合には追加募集も行います。（平成26年度は初年度のため，必要に応じ適宜実施します。※第1回目は6月下旬～7月上旬を目標としております。）

②募集の方法・期間

インターネットの利用等により30日間以上の期間募集とします。

③募集の区域

機構が市町村の意見をもとに，①農用地等の特徴，②担い手が十分にいるか等を勘案し，インターネットの利用等により公表します。（人・農地プラ

＜事業の進め方等＞

Q 9 : 何故、事業主体が機構なのですか。

A 9 : この事業は、農業者の減少や高齢化・耕作放棄地の増加が急速に進むなか、
「担い手農家が全耕作面積の現在50%を今後10年間で80%を担う」こととし、農業を成長分野と位置付け、農業・農村の所得を倍増させることを目標として平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」に基づいた施策です。

その後、具体的プランとして平成25年12月10日「農林水産業・地域の活力創造プラン」として決定されております。

このように、国・県・市町村及び関係機関の皆さまの総意により協力のもと実施すべきものであり、これまで「農地保有合理化事業」により農地の売買・賃貸借を実施し、そのノウハウを持っている当公社が機構となり公益社団法人としての役割を果たしていくこととしたものです。

Q 10 : 県内に1つしかない機構でどのように事業を進めるのでしょうか。

A 10 : ご質問のとおり機構は仙台市内に1ヶ所しかありません。

先にご説明しましたとおり、この事業は「国・県・市町村及び関係機関の皆さまの総意により協力のもと実施すべき」ものであり、機構法により「業務の委託」が規定されており、その業務の一部を市町村等に委託することとなります。

また、宮城県及び市町村等を始め県域団体等による協力により、機構が直接実施しなければならない業務以外は、「業務委託」により実施することとなります。

Q 11 : 機構が直接実施する業務と委託する業務を教えてください。

A 11 : 業務内容を大まかに言うと以下のとおりです。

◎印が機構のみの業務です

1 「農地の借受け」（所有者→機構）関係

①出し手の掘り起こし・当該地域の確認等

②所有者との交渉

③◎借受けの決定

④契約締結事務

⑤借受農地データベース入力

⑥賃料支払

2 「農地の管理」関係

①農地管理（草刈り等）

②◎条件整備を行うことの決定

③条件整備事業（設計・現場管理業務）の実施

ンの区域や地域集積協力金の地域と必ずしも一致する必要はありません。)

④募集の対象者

- 1) 人・農地プランに掲載された地域の中心経営体
- 2) 認定農業者
- 3) 特定農業法人
- 4) 基本構想水準到達者
- 5) 認定就農者
- 6) 担い手相互間又は担い手・非担い手間で利用権の交換を行おうとする者
- 7) 新規参入者（企業参入含む）

⑤申込方法

農用地等の借受希望申込書（機構HP又は市町村窓口にて入手）により、市町村経由で機構へ申込みいただきます。複数の市町村で申込みする場合には、直接機構へ提出いただいても結構です。

⑥募集者の確認内容

応募した者の①氏名・名称，②募集区域内の農業者・区域外の農業者・新規参入者の別，③希望する農用地等の種別・面積，④作付作物の種別を整理し、インターネットの利用等により公表します。

Q14： 貸付農家の決定のルールを教えてください。

A14： 貸付農家の決定のルールとしては、**①基本原則**と**②優先配慮**・**③その他**となっています。

①基本原則

- 1) 借受希望者の規模拡大又は分散錯圃の解消につながることを。
- 2) 既存の担い手の経営に支障を及ぼさないこと。
- 3) 新規参入者の効率的かつ安定的な農業経営に配慮すること。
- 4) 地域農業の健全な発展を旨としつつ、借受希望者のニーズを踏まえて公平，適正に調整すること。

②優先配慮

- 1) 地域内で利用権を交換する場合（担い手相互間または担い手と非担い手間）
- 2) 集落営農の構成員がその集落営農に利用させるために機構に農地を貸し付ける場合
- 3) 貸付希望農用地に隣接する担い手が借受希望者の場合
- 4) 基盤整備等の事業計画に基づく農地集積先へ利用させる場合

③その他

- 1) 地域内に十分な担い手がいる場合
人・農地プランの内容も考慮
- 2) 地域内に十分な担い手がない場合
新規参入希望者に貸付ける場合は、効率的かつ安定的な農業経営に配慮

<農地保有合理化事業関係>

Q15： これまで公社が実施してきている農地保有合理化事業はどのようになるのですか。

A15： 農地保有合理化事業は平成25年度にて廃止となりました。

平成26年度以降、強化法に基づき「農地中間管理機構の特例事業」として、以下事業を引き続き実施することとなります。

①農地売買等事業（売買のみ）

②農地売渡信託等事業

③農業生産法人出資育成事業（現物出資のみ）

④研修等事業（買入農地のみ）

※事業実施計画承認済み 平成26年5月8日（宮城県知事）

※事業規程承認済み 平成26年4月 日（宮城県知事）

6) 用語集
(農地集積・集約化対策事業実施要綱より抜粋)

農地中間管理事業に係る用語集

農地中間管理事業の実施において用いられる主な用語です。

用語	解説
農地中間管理機構	農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律101号。以下「機構法」といいます。）第2条第4項に規定する「農地中間管理機構」をいいます。
農用地等	機構法第2条第2項に規定する「農用地等」をいいます。
集落営農組織	経営所得安定対策実施要綱（平成22年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）第4の3に規定する「集落営農」をいいます。
特定農作業受委託契約	農作業を委託することを約した契約のうち、受託者が農産物を生産するために必要となる下記の基幹的な作業を行うこと、その生産した農産物を当該受託者の名義をもって販売すること並びにその販売による収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当することを約したものをいいます。 ① 稲については、耕起・代掻き、田植及び収穫・脱穀 ② 麦，大豆については、耕起・整地，播種及び収穫 ③ その他の作目にあつては，①及び②に準ずる作業
経営転換	以下に掲げる農業部門のうち2以上を経営する者が1以上を廃止することをいいます。 ① 土地利用型作物（稲（青刈り稲及びWCS用稲を含む。）麦（小麦，二条大麦，六条大麦，はだか麦），大豆，そば，なたね，てん菜及びでん粉原料用ばれいしょ） ② 露地野菜等（野菜，ばれいしょ（でん粉原料用ばれいしょを除く），甘しょ，豆類（大豆を除く），飼料用作物（牧草を除く），芝，たばこ） ③ 施設野菜 ④ 露地果樹 ⑤ 施設果樹 ⑥ 露地花き ⑦ 施設花き ⑧ 茶 ⑨ 牧草 ⑩ サトウキビ ⑪ その他（上記以外の農業生産部門） なお，機構集積協力金における「施設」は，ガラス室，ビニールハウスなど，加温・保温の容器的施設の中で各種作物の生育条件に合うように，温度，湿度，照度などの栽培環境を人工的に作り出すことが可能な農業部門をいい，雨よけ用被覆，トンネル栽培，マルチ栽培は含みません。
農地の相続人	機構集積協力金の交付を受ける年度又はその前年度に農地を相続し，相続人自らは農業を行わない者をいいます。
隣接する農地	以下のいずれかに該当する一連の農作業の継続に支障が生じない農地をいいます。 ① 畦畔で接続する農地 ② 農道又は水路等を挟んで接続する農地 ③ 各々一隅で接続する農地 ④ 段状に接続する農地 ⑤ 借受希望者の宅地に接続している2筆以上の農地

用語	解説
人・農地プラン	<p>人・農地問題解決推進事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）第2の1の事業（人・農地プラン作成事業）別記1第1の人・農地プラン，地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）第2の1の事業（経営再開マスタープラン作成事業）で作成した経営再開マスタープラン及びこれら事業に準じて市町村が独自に作成・更新したプランをいいます。</p>
農業振興地域	<p>農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された「農業振興地域」をいいます。</p>
被災農地貸付者	<p>貸付けを行っていた農地の全部又は一部が，東日本大震災に係る津波により流出や冠水の被害を受けた者で津波発生時点に農業経営を行っていなかった者をいいます。</p>
自作地	<p>交付対象者又は交付対象者の世帯員等（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第2項に規定する世帯員等をいいます。）が，機構に貸し付けた日の1年前の時点から，所有権に基づき自らが継続して耕作又は適正な管理を行っていた農地（交付対象者が農地の相続人の場合は，被相続人が所有権に基づき自ら耕作していた農地で，相続後から機構に貸し付けられるまでの間に利用権の設定をしていなかったもの）をいいますが，以下の点に留意してください。</p> <p>1 「1年前の時点」について</p> <p>(1) 災害の発生や土地改良事業（基盤整備）の実施に伴い，本人の意思に関わらず物理的に耕作不可能となっていた期間がある場合は，当該不耕作期間と連続する耕作期間が機構に機構に貸し付けた日から1年以上あれば自作地として取り扱います。</p> <p>(2) 地域における協定等により貸借により集団転作（ブロック・ローテーション。以下「BR」といいます。）を行っていた場合には，自作地面積を以下のとおり取り扱うこととします。</p> <p>ただし，同一のBR地域の農業者全てに同一の要件を適用してください。</p> <p>ア BRについて，既に1ローテーションの計画期間を満了し，更に継続して取り組んでいる場合（イ以外の場合）</p> $\text{自作地面積} = \left[\begin{array}{l} \text{機構への貸付けを行った時点から，その時点で参加しているBRの計画期間に相当する期間を遡った時点までの間における，自作地面積の累計面積} \end{array} \right] \div \left[\begin{array}{l} \text{左のBRの計画期間に相当する期間} \end{array} \right]$ <p>イ BRに初めて参加し，計画期間を満了していない場合</p> $\text{自作地面積} = \left[\begin{array}{l} \text{機構への貸付けを行った時点から，1年前までの間の，申請者のBRの取組み面積（自作地面積を含む）} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{左の申請者の取組が行われた年における地域のBRの自作地面積の合計} \\ \text{左の申請者の取組が行われた年における地域のBRの取組面積の合計} \end{array} \right]$ <p>2 「耕作又は適正な管理を行っていた」について</p> <p>本人又は世帯員等が構成員となっている集落営農組織等に対し特定農作業委託を行っていた場合を含みます。</p>

用語	解説
共有農地	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」といいます。）第18条第3項第4号ただし書の規定及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）第1条の規定による改正後の基盤強化法（以下「新基盤強化法」といいます。）第18条第3項第4号ただし書の規定により、数人の共有に係る農地について利用権の設定又は移転として機構への貸付けを行った農地をいいます。
遊休農地	農地法第30条3項各号及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化法等の一部を改正する法律による改正後の農地法第32条第1項各号のいずれかに該当する農地をいいます。
土地収用	土地収用法（昭和26年法律第219号）等による収用により機構に貸し付けている農地が買い取られる場合をいいます。
利用権	貸借権、使用貸借による権利又は農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利をいいます。
農地利用集積円滑化団体	基盤強化法第11条の12に規定する農地利用集積円滑化団体をいいます。
旧農地保有合理化法人	農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）第1条の規定による改正前の基盤強化法第8条第1項に規定する農地保有合理化法人をいいます。
農地中間管理権	農地中間管理事業の実施により受け手に貸し付けることを目的として、農地中間管理機構が取得する「貸借権または使用貸借による権利」、「所有権（農用地等を貸付けの方法により運用することを目的とする信託の委託の引受けにより取得するものに限る。）」等を定義されています。
農用地利用配分計画	農地中間管理機構が定める「農用地利用配分計画」を知事が告示することにより、農地の利用権移動が行われます（農地法による農業委員会の許可は不要）。これは、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付ける手続きをできるだけ簡単にする観点から設けられた仕組みです。
農地中間管理事業の推進に関する基本方針	「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）」第3条に基づき、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標、農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向等を定めます。
農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針	農業経営基盤強化促進法第5条により都道府県知事が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（農業経営基盤強化促進基本方針）。都道府県基本方針については、おおむね5年ごとに、その後の10年間につき定める（農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号。以下「施行令」という。）第1条）こととされています。
基本構想	農業経営基盤強化促進法第6条により市町村が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（農業経営基盤強化促進基本構想）。
賃借料	賃貸借契約において賃借人が賃貸人に支払う使用の対価（借賃）。

